

## 議案第12号

### 大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

#### 第3節 審査請求

第44条の見出しを「(本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)」に改め、同条中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第45条を次のように改める。

(審議会への諮問等)

第45条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合

第46条中第1号を次のとおり改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第46条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第47条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し」を「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第54条第4項中「に対する不服申立て」を「又は不作為に対する審査請求」に改める。

第60条第4項中「又は利用停止決定等」を「若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第61条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第62条及び第63条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第64条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第64条 審議会は、第60条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第5項、第61条第3項又は第62条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。) にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧) 又は写しの交付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。) を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審議会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付) に要する費用を負担しなければならない。

第66条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第68条第2項中「条例」を「条例(第64条第2項を除く。)」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示決定

等（改正後の条例第24条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（改正後の条例第33条第1項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。）若しくは利用停止決定等（改正後の条例第41条第1項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。）若しくは施行日以後にされた開示請求（改正後の条例第17条第2項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）、訂正請求（改正後の条例第28条第2項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。）若しくは利用停止請求（改正後の条例第36条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。）に係る不作為又は施行日以後にされた指定管理者保有個人情報開示決定等（指定管理者保有個人情報（改正後の条例第54条第1項に規定する指定管理者保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）又は利用停止（改正後の条例第36条第2項に規定する利用停止をいう。以下同じ。）の請求に係る決定をいう。以下同じ。）若しくは施行日以後にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為又は施行日前にされた指定管理者保有個人情報開示決定等若しくは施行日前にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

大阪市個人情報保護審議会への諮問事項を改めるとともに、当該審議会に提出された意見書又は資料の写しの送付等に関する事項を定め、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市個人情報保護条例 (抄)

目 次

第1章 省 略

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 - 第2節 省 略

第3節 不服申立て (第44条 - 第47条)  
審査請求

第4節 省 略

第3章 - 第6章 省 略

附 則

第3節 不服申立て  
審査請求

(本市が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)  
審査請求

第44条 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は本市が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和

37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

26年法律第68号 審査請求

(審議会への諮問等)

第45条 開示決定等、訂正決定等又は 利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用若しくは

停止請求に係る不作為について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申  
審査請求 審査請

立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、  
求

速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなけ  
審査請求

ればならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき  
審査請求 場合

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開  
審査請求の全部を認容し

示する旨の決定を除く。以下この号及び第47条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該審査請求 場合 (

開示決定等 について反対意見書が提出されているときを除く。  
保有個人情報の開示 場合 除く。)

- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等 (訂正請求の全部を容認して訂正を行う旨審査請求の全部を認容し

の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認し  
審査請求 保有個人情報の

て訂正を行うこととするとき  
場合

- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等 (利用停止請求の全部を容認して利用審査請求の全部を認容し

停止を行う旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請  
審査請求 保有個人情

求の全部を容認して利用停止を行うこととするとき  
報の 場合

(諮問をした旨の通知)

第46条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。) 審査請求人

- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者 (これらの者が不服申立人又は参加人である 審査請求人

場合を除く。)

- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等 について反対意見書を提出した第三者 (当該第  
審査請求 保有個人情報の開示

三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)  
審査請求人

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)  
審査請求

第47条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定  
審査請求

- (2) 不服申立てに係る開示決定等 (開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を  
審査請求

除く。)を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三  
審査請求

者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（指定管理者に関する特例）

第54条 省 略

2 - 3 省 略

4 第2項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又は  
は**不作為**に対する**不服申立て**に係る事件については、第2章第3節の規定の例による。この場  
審査請求

合において、第45条第3号及び第4号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み  
替えるものとする。

（審議会の調査権限）

第60条 省 略

2 - 3 省 略

4 第54条第4項の規定によりその例によることとされる第45条の規定による訂正決定等又は  
若しく

利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る**不作為**に対する**不服申立て**に係る  
は 審査請求

事件に関する前3項の規定の適用については、第1項中「という。）」とあるのは「という。）  
を通じて指定管理者」と、第2項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前項  
中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁  
を通じて審議会に」とする。

5 第1項及び第3項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、  
審査請求 審査請求人

参加人若しくは諮問庁（以下「不服申立人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料の  
審査請求人等

提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査  
をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、  
諮問庁を通じて行うものとする。

（意見の陳述等）

第61条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を  
審査請求人等 審査請求人等

述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、こ  
の限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに審査請求人

に出頭することができる。

3 審議会は、その指定する相当の期間内に不服申立人等が口頭で意見を述べるができない審査請求人等

ときは、当該不服申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当審査請求人等

該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

(意見書等の提出)

第62条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審審査請求人等

議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第63条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第60条第1項(同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第61条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当審査請求人等

該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

(提出資料の閲覧等  
写しの送付等)

第64条 審議会は、第60条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

若しくは第5項、第61条第3項又は第62条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録に審査請求人等

あつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)又は複写  
写しの交付

(電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。)

を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写 写しの交付を拒むことがで

きない。

3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項 の規定による閲覧又は複写 について、日時及び場所を指定すること  
4 第2項 写しの交付

ができる。

5 第2項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付）に要する費用を負担しなければならない。

（答申書の送付等）

第66条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送  
審査請求人

付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（手数料等）

第68条 省 略

2 この条例（第64条第2項を除く。）の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあつては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。